

令和3年第4回浜松市議会定例会会議録（抜粋）

令和3年11月30日（火）

◎遠山将吾（創造浜松）代表質問

○21番（遠山将吾） 質問の5番目、区再編と住民自治、地域特性についてお伺いをいたします。

質問の1点目として、地域特性における民生児童委員の年齢要件、例外規定の考え方について伺います。

行政区再編に当たり天竜区を単独と決定する際に、特別委員会の中で天竜区は地域特性があり、特徴を反映したものとすべきであるとの御意見がありました。私もそのようには感じておりますが、あくまで浜松市はこれまで鈴木康友市長の下で一つの浜松の原則の下、全市一体感を持ってルールをすり合わせながら都市運営に努めてきたところであります。例えば民生児童委員及び主任児童委員の年齢要件について、令和元年度第1回浜松市社会福祉審議会第1回民生委員審査会専門部会の中で、例外規定について該当要件が3つ上げられています。1、地域の高齢化率が高く、浜松市の平均約25%を大幅に上回っており、75歳未満の適任者が推薦時点で確保できない場合、2、過疎化が進み、75歳未満の適任者が推薦時点で確保できない場合、3、その他特段の事情があり、75歳未満の適任者が推薦時点で確保できない場合とあります。しかし、高齢化率が高い地域でも例外規定を適用せずとも人材は必ずしもいないわけではなく、1や2の理由で選任できないという状況ではないと思われまます。逆に1、2には該当しなくても75歳未満の適任者が推薦時点で確保できないという課題、高齢化により人選が難しいという問題は、市街地や住宅街でも同様に起こっています。それを踏まえると、例外規定2については過疎化が進むことを求めずに全市的に取り入れるか、もしくは3の要件があれば1や2に限らず適用する、もしくは全ての例外規定を排除し、その地域に75歳未満の地域住民がいらっしゃる以上はその方をお願いをするという、どちらかになると私は考えます。

そこで、5番目の1点目として、民生委員などの年齢要件、例外規定の考えについて、山下健康福祉部長に質問をいたします。

2点目に、山里いきいき応援隊の活動についてお伺いします。

行財政改革・大都市制度調査特別委員会において、天竜区単独案を決めた際に、特別な地域特性があるということが、委員会が天竜区を今後も1つの単位として行政運営することを決断した主な要因の一つでありました。特別な地域である天竜区は、それぞれ旧市町村の連携が強いことを説明の中でも上げられていらっしゃった議員の方もいらしたと記憶をしております。中山間地域の活性化を担う重要な役割を担っている山里いきいき応援隊は、特色ある地域の最前線で地域課題を見つけ、解決するために、担当地域に居住し、地域活性化に資する事業を実施しています。私も、今年度、新たにその任に就かれた隊員の方と地域を回らせてもらい、地域の実情に触れました。山里いきいき応援隊には隊員の任期が終わった後にも、その地域で定住し地域を担う人材になってもらいたいとは思っております。しかし、実際に担当する地域の中ではどれだけ生計を立てる方法を見いだせるのか、その思いを支援できる体制は十分なのかなど、課題も見えました。区再編の議論において天竜区が一つのまとまりとして今後も継続的にあり続けるという方向が定まった今、担当エリアを越え、各地域間で事業の連携を図り、一つの目的のために天竜区全体が一緒に動き出すということを考えていくべきあると考え、以下、奥家市民部長に質問をいたします。

2点目のアとして、山里いきいき応援隊のこれまでの成果と課題について。

イとして、定住を目指すためには、その担当する地域に将来の生活の糧となる資源がなくてはなりません。活用できる地域資源にはどのようなものがあるか。

ウとして、担当地域に限定するのもよいが、天竜区全体をエリアとして、例えば学校の合宿誘致やオンパクなど、1つの事業を複数人で行うようなプロジェクトがあってもよいと思うが、その考えについて。

エとして、コミュニティ担当職員との連携は十分に取れているのかを伺います。

3点目として、コミュニティ担当職員の現状について伺いをいたします。

コミュニティ担当職員は、「広大な市域を有する浜松市の多様な地域の声をくみ取り、社会的な地域課題の把握や解決に取り組む。行政と地域の相互連携を促すコーディネーター役として地域の潜在能力を発揮させ、地域力を創造していくことが期待される。」これが本市が規定しているコミュニティ担当職員の役割であります。コミュニティ担当職員の活動が地域で認められるためには、協働センターの外にある本当の意味での地域課題・社会課題の解決の実績を積んでいかななくてはなりません。

ただ、そうした技能の習得は、研修や職員間での意見交換では習得に限界がありますので、例えば非営利団体や公共の福祉に資する外部団体などに属して、地域社会の中で課題に向き合う活動を経験することが、コミュニティ担当職員の能力向上を図る上で最も効果的な方法であると考えます。当然のことながら、地方公務員法第38条第1項や浜松市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則等、現行の人事制度の範囲でということにはなりますが、資料5を御覧いただくと、しっかり申請をして副業を行っている職員の方もいらっしゃいます。そこで、コミュニティ担当職員の兼業について可能な限り自由に取り組める環境づくりをする、その後押しをすることをインセンティブとして、以前質問させていただいた庁内公募の積極的活用を考えられてはいかがでしょうか。例えば、コミュニティ担当職員には、公務時間以外でのNPO法人など、社会福祉の向上に資する公益的な兼業を積極的に認め、奨励していくことで、コミュニティ担当職員としての資質の向上につながり、併せてインセンティブとなり得ると考え、以下、ア、イを奥家市民部長に、ウ、エ、オ、カを金原総務部長に質問をいたします。

3点目のアとして、コミュニティ担当職員の地区担当職員としての地域課題の把握状況、認識について。

イとして、地域における計画策定など、コミュニティ担当職員の役割の高度化のための取組について。

ウとして、庁内公募の運用状況について。

エとして、市長事務部局の職員の方の兼業の内容について。

オとして、コミュニティ担当職員の兼業を奨励していくお考えはないか。

カとして、兼業により得られた知識や人的ネットワークが、公務により影響を与えるかどうかわかると伺います。御答弁をお願いいたします。

○議長（和久田哲男） 当局からの答弁を求めます。

○健康福祉部長（山下昭一） 1点目、民生児童委員の年齢要件と例外規定の考え方についてお答えいたします。

国の民生委員・児童委員選任要領では、民生委員・児童委員に選任された方が将来にわたって積極的な活動を行えるよう、原則として75歳未満の方が選任されることが望ましいと示されています。本市においても、その考え方に従った選任を行っていくことが必要と考えます。しかしながら、高齢化率や過疎化など特段の事情が認められれば、1期に限り75歳を超える方の再任を認める弾力的な運用を行って

おります。

今後においても、地域の実情に合った選任について柔軟に対応してまいります。

○市民部長（奥家章夫） 2点目、山里いきいき応援隊の活動についてお答えいたします。

まず、1つ目、山里いきいき応援隊のこれまでの成果と課題ですが、山里いきいき応援隊の事業目的は、都市部の人材を中山間地域へ呼び込み、地域活性化に向けた活動をしてもらうことで、これまでに総勢41人の隊員がスキルを生かした活動をしてまいりました。例えば、登山道の整備活動への参加や道の駅の運営支援、SNSによる情報発信など様々な活動をしています。また、休止中のキャンプ場を再生するなど、地域の活性化につなげた例もございます。

もう一つの目的は、隊員活動後も地域の担い手として定住をしてもらうことです。3年間の任期を満了した隊員のうち、9割近くがその後も地域に定着し、地域の担い手として活躍をしています。隊員の中には、赴任した当初、生活環境や人付き合いに戸惑い、隊員活動の始動が遅くなる人もおりますので、こうした隊員が地域に早くなじむよう寄り添っていくことが課題であると認識をしています。

次に、2つ目、定住するための地域資源ですが、隊員が任期終了後も地域に住み続けるためには、生活の基盤となる仕事を得ることが非常に重要です。中山間地域における仕事の例としては、林業、農業、観光業などの地域にある資源を活用する仕事のほか、カフェなどの飲食店や雑貨の販売といった、これまで地域にないものを提供する仕事があります。また、最近では、中山間地域に事業の拠点を置きながら、ICTを活用して全国に展開できる場所にとらわれない仕事もございます。生業となる資源が少なければ、数種の仕事をかけ持つ多業によって生計を立てるといった働き方もあり、アイデア次第で様々な仕事の種を見つけることができると考えております。

次に、3つ目、天竜区全体をエリアとした活動についてですが、現在、中山間地域の6地域に隊員を2名ずつ配置しており、各地域の担い手として様々な活動に取り組んでいます。案件によっては、隣り合う地域の隊員同士が連携して事業を実施しています。例えば、本年8月に龍山地域で開催された龍の水辺芸術祭2021においては、龍山地域担当の隊員が佐久間地域担当の隊員へ企画検討の応援を要請し、協力して対応をいたしました。さらに、各地域の魅力や文化を特集した動画制作に関して、天竜区内全ての山里いきいき隊が参加し、出演や展示などに携わりました。隊員は、担当地域に軸足を置いて活動していくことが基本となりますが、中山間地域には類似する地域課題が多数存在していますので、隊員同士の連携を働きかけてまいります。

次に、4つ目、コミュニティ担当職員との連携についてですが、山里いきいき応援隊にとって、地域のことをよく知るコミュニティ担当職員の存在は重要です。そのため、コミュニティ担当職員は隊員が赴任する前から連絡を取り地域情報を提供するなど、隊員の不安を払拭するとともに、転居先の引っ越しに係る調整などを行っております。転居後は、地域に快く受け入れてもらえるよう、一緒に地域回りをするなど、隊員と地域をつないでいます。また、隊員の日々の活動の中で親身になって相談に乗り助言を行うなど、隊員がスムーズに地域で活動できるよう、あらゆる面でサポートをしております。このほか、地域には隊員OBもおりますので、コミュニティ担当職員が隊員OBと現役隊員の橋渡し役となり、隊員経験に基づく知識やノウハウを伝えてもらうなどして活動を後押ししており、連携は十分に取れていると考えております。

次に、3点目の1つ目、コミュニティ担当職員の地域課題の把握についてお答えいたします。

コミュニティ担当職員は、地域の身近な相談窓口として地域ニーズや課題を把握する役割を担っています。そのため、自治会などの会合への参加や協働センターの来訪者との会話を通じて、課題の把握に

努めています。こうして把握した課題は、エリアマネージャーなどと連携し、関係部署へつなぐとともに、地域住民と協働して事業を実施しています。例えば、昨年度は、新津地区において自治会から地域防災力の向上を図りたいとの声を受け、段ボールベッドの設置などを体験する避難所運営講座を開催するなど、市内各地で11事業を実施いたしました。

今後も、地域の声を聞き、地域が真に直面している課題を見極め、地域住民に寄り添った支援をしてまいります。

次に、2つ目、コミュニティ担当職員の高度化についてお答えいたします。

コミュニティ担当職員が地域住民の身近な相談窓口として機能するためには、地域住民と円滑に活動するコミュニケーション能力や実行力などの資質向上が重要であると認識しています。そのため、コミュニティ担当職員は、職員研修において活動の心構えや他都市の優良事例を学ぶとともに、活動事例を蓄積したハンドブックを活用して業務に当たっております。また、先進都市への短期派遣などの実践を通じて、地域の関わり方や活動への巻き込み方を肌で体験しています。そのほか、市OB職員のアドバイザーが経験豊富な知識を生かして助言を行うほか、エリアマネージャーが地域課題の解決方法などを情報共有し、時に地域活動を共にするなど、組織的に支援をしております。

○総務部長（金原栄行） 3点目の3つ目、庁内公募の運用状況について、現状についてお答えいたします。

庁内公募制度につきましては、高い挑戦意識や熱意を持った職員を積極的に登用することで、職員が高いモチベーションを持って業務ができるよう、2017年度から実施しております。コミュニティ担当職員についても、庁内公募により募集を行っており、これまでに応募者の中から選考して配置した実績がございます。庁内公募制度は、応募する職員の熱意や資質を把握しやすいほか、事業内容をPRすることができる利点があり、地域と行政のかけ橋となるコミュニティ担当職員の配置に際し効果が期待できることから、引き続き実施していく予定でございます。

次に、4つ目から6つ目までは、関連がございますので併せてお答えいたします。

地方公務員は、公務能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持等のため、報酬を得て兼業する場合は、事前の申請に基づいて許可を得ることが必要とされています。これまでに兼業を許可した者としたしましては、相続などにより不動産収入を得る場合や農業を営む場合、社会貢献活動に対するものなどがあります。このうち、社会貢献活動に対するものとしたしましては、水防団や自治会の役員など、地域の防災・防犯等に関する活動、スポーツ推進委員やスポーツ大会におけるメディカルサポートなど、スポーツや文化芸術活動の指導・支援に関する活動、また民生児童委員や人権擁護委員など、住民の生活支援や福祉に関する活動で許可実績がございます。

こうした中、近年、人口減少や高齢化に伴いまして地域活動を担う団体の担い手が不足してきていることから、地方公務員が公務外に社会貢献活動へ積極的に参加し、地域社会のコーディネーター役を担うことが期待されております。このため、NPO法人や自治会等への役員就任につきまして、これまで職員からの申請に基づき個別に判断していたものでございますが、職員が判断に迷いがないようにということで、本年3月に役職ごとの就任の可否や職務との利害関係がないなどの許可基準を明確化いたしまして、職員に提示したところでございます。

兼業はもとより、コミュニティ担当職員をはじめ多くの職員が社会貢献活動へ積極的に参加し、地域課題の解決に取り組むことは重要であると考えておりますので、公務員に対する地域からの期待に応えられますよう、職務における公平性・公正性の確保などに配慮した上で、引き続き制度の周知と適正な

運用に努めてまいります。

◎酒井豊実議員（日本共産党浜松市議団）代表質問

○4番（酒井豊実） 次に、行政区再編問題について、鈴木市長に伺います。

第1に、区再編の理由に、人口減による税収減という財源論の根拠は不適切ではありませんか。個人市民税現年課税分収入額の10年間の推移は、人口減、少子・高齢化が進んでいる下でも、421億円から昨年度の649億円に膨れ上がっています。その背景には、納税義務者の増加に見られる労働力人口が毎年増加していることがあります。人口減による税収減という区再編の理由は成り立たないと考えますが、見解を伺います。

第2に、浜松市政の民主的運営についてですが、住民合意に基づく意思決定が限りなく不透明になっていると考えます。二元代表制であり、選挙でその任に就けば何でも思うがままに実行できるはずはありません。さきの選挙と住民投票以後の行政区再編問題の推移は、民主主義の行政手法から少なからず重大な逸脱があったと言わざるを得ません。だからこそ、昨年来の浜北区自治会長連名の要望書や、北区自治連、西区自治連、さらには都田地区自治連の要望書が提出されるに至り、さきの中間報告会でも当該行政区から批判的な意見が続出しました。

しかし、この住民からの重大な意思表示に対してほとんど応えられていません。住民の理解度は進んでいるのか、市長の見解を伺います。

第3に、市民の中に大きなあつれきが生まれていますが、特に北区の旧引佐3町住民及び浜北区住民の強い意志に対していかに対応する考えなのか伺います。

先日の特別委員会では、日本共産党以外の委員が同意して自由民主党浜松が突如として提案した新3区案が区再編案として賛成多数で合意されたことになりました。しかし、この新3区案は、たたき台から外され、住民への説明は一度たりともなされていません。とりわけ、北区の旧引佐3町の住民にとっては、まさに寝耳に水であります。

住民の強い意志にいかに対応するのか、市長に伺います。

ここで分割します。

○議長（和久田哲男） 当局からの答弁を求めます。

○市長（鈴木康友） それでは、1点目、区再編の理由についてお答えいたします。

個人市民税の税収増は、2018年に県費負担教職員の権限移譲に伴う税制改正による大幅な増加があったほか、10年ほど前はリーマンショックに伴い、税収が政令指定都市移行後、最低レベルに落ち込んでいた時期であり、そこから現在に至るまで緩やかに回復してきたことによるものと認識しております。

短期的には、人口減少の影響以外にも制度的改正や景気変動等、社会経済状況の影響を受けることがあると考えますが、そもそも区再編の目的は、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するために行政運営体制を見直すことにあり、浜松市の50年先、100年先を見据えた改革を今行うことで、未来への責任を果たすことが重要であると考えております。

2点目の住民理解度と、3点目の住民の意志への対応につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

9月から10月にかけて、各区の協議会と、区自治会連合会への中間報告を、議会と当局が二人三脚で行い、300を超える質問や意見を頂いてまいりました。また、旧引佐郡の3町を含む各自治会連合会等からの要望書につきましても、市議会議長及び私宛てに提出をされており、それぞれの地域が持っている

る様々な思いは、議会と当局でしっかりと受け止めております。

これらを十分に踏まえた上で、将来の浜松市にとってどのような体制が最適かということを経議会の皆様と協議をして決定していくものと認識をしております。

○4番（酒井豊実） 議長、4番。

○議長（和久田哲男） 4番酒井豊実議員。

○4番（酒井豊実） 再質問いたします。

1つは、財源問題でありますけれども、市長は常に、浜松市は財政力が非常にいい状態で、政令市の中でナンバーワンだと、このように語っておられます。将来負担比率がマイナスはまさに浜松市だけと、こういう状況の中で、将来に一体どのような不安があるのでしょうか。

財源問題についてもう一度、答弁をお願いいたします。

区再編問題は、スケジュールありきになっているというのが説明会の中での批判的な意見の中にありましたが、しっかりと住民の意見を聞いて進めるといふときとスケジュールとの関係性について、再度お伺いいたします。

○市長（鈴木康友） 酒井議員の再質問にお答えしたいと思います。

この財源問題につきましては、ここまで健全化すれば将来全く不安がないということはありません。将来、何が起こるか分からないというのは、もう議員もお分かりのとおりだというふうに思います。

今回のコロナウイルスも、突然世界的なパンデミックが起こったことによって大変な状況が来たわけですけれども、幸いなことに浜松市は、財政調整基金もしっかり確保しておきましたので、スピーディーな対応をすることができました。

こうした将来、どういう不測の事態が起こるかも分からない、あるいは、これから国の財政がどういう状況になっていくかも分からない、いろんな不安要素がある中で、できる限り健全な財政を維持しておくということは、子供さん、お孫さん、将来の世代に対する私たち大人の責任だというふうに考えております。

2点目のスケジュールありきということですが、これは私が勝手に決めたことではなく、議会の皆様としっかりと協議をして進めてきたことですので、そのように御理解をいただきたいと、思います。